

議案第 6 4 号

さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例

さいたま市屋外広告物条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 1 0 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>( 禁止地域等 )</p> <p>第 3 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)・(2) [ 略 ]</p> <p>(3) 文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 2 7 条又は第 7 8 条第 1 項の規定により指定された<u>建造物及びその周囲の地域</u>で市長が指定する地域並びに同法第 1 0 9 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 1 1 0 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域</p> <p>(4) 埼玉県文化財保護条例（昭和 3 0 年埼玉県条例第 4 6 号）第 5 条第 1 項又は第 2 6 条第 1 項の規定により指定された<u>建造物及びその周囲の地域</u>で市長が指定する地域並びに同条例第 3 1 条の規定により指定された地域</p> <p>(5) さいたま市文化財保護条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 3 7 号）第 8 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項の規定により指定された<u>建造物及びその周囲の地域</u>で市長が指定する地域並びに同条例第 3 9 条の規定により指定された地域で市長が指定する地域</p> <p>(6)~(14) [ 略 ]</p> <p>( 禁止物件 )</p>	<p>( 禁止地域等 )</p> <p>第 3 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)・(2) [ 略 ]</p> <p>(3) 文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 2 7 条又は第 7 8 条第 1 項の規定により指定された<u>建造物の周囲</u>で市長が指定する地域及び同法第 1 0 9 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 1 1 0 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域</p> <p>(4) 埼玉県文化財保護条例（昭和 3 0 年埼玉県条例第 4 6 号）第 5 条第 1 項又は第 2 6 条第 1 項の規定により指定された<u>建造物の周囲</u>で市長が指定する地域及び同条例第 3 1 条の規定により指定された地域</p> <p>(5) さいたま市文化財保護条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 3 7 号）第 8 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項の規定により指定された<u>建造物の周囲</u>で市長が指定する地域及び同条例第 3 9 条の規定により指定された地域で市長が指定する地域</p> <p>(6)~(14) [ 略 ]</p> <p>( 禁止物件 )</p>

第4条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) [略]
- (2) 石垣及び擁壁
- (3)・(4) [略]
- (5) 電柱、街灯柱その他これらに類する物で、市長が指定するもの
- (6)~(10) [略]
- (11) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

（はり紙等の禁止物件）

第5条 前条第5号に掲げる物以外の電柱、街灯柱その他これらに類する物で、市長が指定する道路及びこれに面する場所に存するものには、はり紙、はり札、広告旗（これを支える台を除く。以下同じ。）若しくは立看板を表示し、又はこれらを掲出する物件を設置してはならない。

（適用除外）

第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から前条まで及び第16条の規定は、適用しない。

- (1)・(2) [略]
- (3) 国、地方公共団体その他これらに類する団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件（第15条の規則で定めるものを除く。）
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び前条の規定は、適用しない。
  - (1)~(5) [略]
  - (6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置が次に掲げる地方公共団体の区域内に存するものに表示される広告物であって、当該地方公共団体の屋外広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの
    - ア 都道府県の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この号及び第29条第1項第3号において「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下この号及び第29条第1項第3号において「中核市」という。）並びに法第28条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域を除く。）
    - イ 他の指定都市の区域

第4条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) [略]
- (2) 石垣及びよう壁
- (3)・(4) [略]
- (5) 電柱、街灯柱その他これらに類するもので、市長が指定するもの
- (6)~(10) [略]

（はり紙等の禁止物件）

第5条 前条第5号に掲げるもの以外の電柱、街灯柱その他これらに類するもので、市長が指定する道路及びこれに面する場所に存するものには、はり紙、はり札、広告旗（これを支える台を除く。以下同じ。）若しくは立看板を表示し、又はこれらを掲出する物件を設置してはならない。

（適用除外）

第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から前条まで及び第16条の規定は、適用しない。

- (1)・(2) [略]
- (3) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件（第15条の規則で定めるものを除く。）
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第6条の規定は、適用しない。
  - (1)~(5) [略]
  - (6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置が次に掲げる地方公共団体の区域内に存するものに表示される広告物であって、当該地方公共団体の屋外広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの
    - ア 都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この号及び第29条第1項第3号において「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下この号及び第29条第1項第3号において「中核市」という。）並びに法第28条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域を除く。）
    - イ 他の指定都市

ウ 中核市の区域

エ 法第28条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域

(7) 人、動物若しくは車両（自動車を除く。）又は船舶に表示される広告物（営利を目的とする広告物であって、規則で定めるものを除く。）

(8)・(9) [略]

3～5 [略]

6 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 公益上必要な施設又は物件にその名称を表示する物で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 公益上必要な施設又は物件にその寄贈者名等を表示する物で、規則で定める基準に適合するもの

7 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等の営利を目的としない活動のために表示され、表示の期間が15日を超えないはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板で、規則で定める基準に適合するもの又はこれらを掲出する物件については、前条の規定は、適用しない。

（許可の特例）

第11条 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前条の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ない理由があると認めるときは、別に定めるさいたま市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、許可をすることができる。

（許可の期間及び条件）

第12条 市長は、第6条又は第7条第5項に規定する許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2・3 [略]

（変更等の許可）

第13条 第6条又は第7条第5項に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する許可をする場合にお

ウ 中核市

エ 法第28条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村

(7) 人、動物若しくは車両（自動車を除く。）又は船舶に表示される広告物

(8)・(9) [略]

3～5 [略]

6 公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合する寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

7 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等の営利を目的としない活動のために表示され、表示の期間が15日を超えないはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板で、規則で定める基準に適合するもの又はこれらを掲出する物件については、第6条の規定は、適用しない。

（許可の特例）

第11条 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前条の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ない理由があると認めるときは、さいたま市屋外広告物審議会の議を経て、許可をすることができる。

（許可の期間及び条件）

第12条 市長は、第6条又は第7条第5項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2・3 [略]

（変更等の許可）

第13条 第6条又は第7条第5項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合にお

ては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(許可の表示)

第14条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に規則で定める許可の証票を張り付けておかなければならない。ただし、規則で定める許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

2 [略]

(国等の特例)

第15条 国、地方公共団体その他これらに類する団体は、公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定めるものを表示し、又は設置しようとするときは、第3条から第6条まで及び次条第6項本文の規定にかかわらず、市長と協議の上、これを行うものとする。

(景観形成型広告物整備地区)

第16条 [略]

2～5 [略]

6 景観形成型広告物整備地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、良好な景観の形成に支障がないものとして市長が景観形成型広告物整備基本方針に定める行為については、この限りではない。

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置

(2) 広告物又は掲出物件の変更又は改造

(広告物の管理)

第18条 [略]

2・3 [略]

4 市長は、広告物等の安全管理上必要があるときは、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、安全点検を行わせ、及び報告を求めることができる。

(措置命令)

第21条 市長は、第3条から第6条まで、第9条、第18条第1項又は第19条第1項の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を

いては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(許可の表示)

第14条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に規則で定める許可の証票をはり付けておかなければならない。ただし、規則で定める許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

2 [略]

(国等の特例)

第15条 国又は地方公共団体は、公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定めるものを表示し、又は設置しようとするときは、第3条から第6条までの規定にかかわらず、市長と協議の上、これを行うものとする。

(景観形成型広告物整備地区)

第16条 [略]

2～5 [略]

(広告物の管理)

第18条 [略]

2・3 [略]

(措置命令)

第21条 市長は、第3条から第6条まで、第9条、第18条第1項又は第19条第1項の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を

防止するため必要な措置を命じることができる。

- 2 市長は、前項に規定する措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者を過失がなくて確知することができないときは、その措置をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長の命じた者又は委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(登録の申請)

第27条の2 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)~(4) [略]

(5) 第29条第1項に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 [略]

(登録の取消し等)

第29条の4 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(1)~(4) [略]

2 [略]

(審議会の意見聴取)

第31条 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) [略]

防止するため必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者を過失がなくて確知することができないときは、その措置をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長の命じた者又は委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(登録の申請)

第27条の2 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)~(4) [略]

(5) 営業所ごとに選任される第29条第1項に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 [略]

(登録の取消し等)

第29条の4 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1)~(4) [略]

2 [略]

(審議会の設置)

第31条 広告物に関する重要事項を調査審議するため、さいたま市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(審議事項)

第32条 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) [略]

(2) 第7条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、第3項第1号及び第3号、第6項各号並びに第7項、第10条並びに第18条第2項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) [略]

第32条 [略]

第33条 [略]

第34条 [略]

第35条 [略]

第36条 [略]

(両罰規定)

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第33条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第38条 [略]

別表第1(第26条関係)

種類	単位	金額
[略]		
置き看板	1個	350円
[略]		

備考 [略]

(2) 第7条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、第3項第1号及び第3号、第6項並びに第7項、第10条並びに第18条第2項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) [略]

第33条 [略]

第34条 [略]

第35条 [略]

第36条 [略]

第37条 [略]

(両罰規定)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第39条 [略]

別表第1(第26条関係)

種類	単位	金額
[略]		
掛看板	1個	700円
[略]		

備考 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項から第7項までの規定によるもののほか、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この条例による改正前のさいたま市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のさいたま市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)の相当規定

によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により許可を受けている広告物又は掲出物件で、新条例の規定により表示し、又は設置できなくなるものについては、当該許可の期間に限り、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた許可の期間が満了した時において、市長がその改修、移転又は除却が容易でないと認める広告物又は掲出物件については、当分の間、当該許可の期間を更新することができる。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例の規定により適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件（附則第3項又は前項の規定が適用される広告物又は掲出物件を除く。）で、新条例の規定により禁止され、又は許可を要し、若しくは許可の基準に適合しないこととなるものについては、新条例の規定を適用せず、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例の規定により適法に表示され、又は設置されているはり紙、はり札、広告旗又は立看板で、新条例第6条の規定により表示し、又は設置することができなくなるものについては、同条及び附則第3項から前項までの規定にかかわらず、施行日から平成22年10月31日までの間に限り、引き続き表示し、又は設置することができる。
- 7 この条例の施行の際現にさいたま市景観条例（平成22年さいたま市条例第号）による改正前のさいたま市美しいまちづくり景観条例（平成13年さいたま市条例第242号）第16条の規定による届出がされた広告物又は掲出物件については、新条例第15条及び第16条第6項の規定は、適用しない。
- 8 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。